

議第25号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第78条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第5条を次のように改める。

第5条 削除

附則第11条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第16条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第18条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第78条の改正規定、附則第11条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定
平成25年4月1日

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の三島市税賦課徴収条例第46条の3に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の三島市税賦課徴収条例附則第5条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士